

地鶏肉の日本農林規格の一部を改正する件 新旧対照表

○地鶏肉の日本農林規格（平成 11 年 6 月 21 日農林水産省告示第 844 号）

（下線部分は改正部分、波下線はパブリックコメント案からの変更部分）

改正後	改正前										
<p>日本農林規格 JAS 0844 : 20XX</p> <p>地鶏肉 <u>Naturally grown chicken (Zidoriniku)</u></p>	<p><u>地鶏肉の日本農林規格</u></p>										
<p>1 適用範囲 この規格は、<u>鶏肉等〔ささみ（すじなしを含む。）、こにく、かわ、あぶら、きも（血ぬきを含む。）、すなぎも（すじなしを含む。）、もつ（きも及びすなぎも以外の可食内臓をいう。）及びがら（以下“ささみ等”という。）を含む。〕</u>について規定する。</p>	<p><u>（適用の範囲）</u> 第1条 この規格は、<u>鶏肉等（ささみ（すじなしを含む。）、こにく、かわ、あぶら、きも（血ぬきを含む。）、すなぎも（すじなしを含む。）、もつ（きも及びすなぎも以外の可食内臓をいう。）及びがら（以下「ささみ等」という。）を含む。）</u>に適用する。</p>										
<p>2 引用規格 次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。<u>これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。</u></p> <p>JIS Z 8305 活字の基準寸法</p>	<p>（新設）</p>										
<p>3 用語及び定義 この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。</p> <p>（削る。）</p>	<p><u>（定義）</u> 第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>										
<p>3.1 在来種 <u>明治時代までに国内で成立し、又は導入され定着した A.1 に掲げる鶏の品種</u></p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">在 来 種</td> <td>明治時代までに国内で成立し、又は導入され定着した別表に掲げる鶏の品種をいう。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平 飼 い</td> <td>鶏舎内又は屋外において、鶏が床面又は地面を自由に運動できるようにして飼育する飼育方法をいう。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">放 飼 い</td> <td>平飼いのうち、日中屋外において飼育する飼育方法をいう。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">在来種由来血液百分率</td> <td>在来種を 100%、在来種でない品種を 0% とし、交配した品種にあっては両親のそれぞれの在来種由来血液百分率の 1/2 の値を合計した値をいう。</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	定 義	在 来 種	明治時代までに国内で成立し、又は導入され定着した別表に掲げる鶏の品種をいう。	平 飼 い	鶏舎内又は屋外において、鶏が床面又は地面を自由に運動できるようにして飼育する飼育方法をいう。	放 飼 い	平飼いのうち、日中屋外において飼育する飼育方法をいう。	在来種由来血液百分率	在来種を 100%、在来種でない品種を 0% とし、交配した品種にあっては両親のそれぞれの在来種由来血液百分率の 1/2 の値を合計した値をいう。
用 語	定 義										
在 来 種	明治時代までに国内で成立し、又は導入され定着した別表に掲げる鶏の品種をいう。										
平 飼 い	鶏舎内又は屋外において、鶏が床面又は地面を自由に運動できるようにして飼育する飼育方法をいう。										
放 飼 い	平飼いのうち、日中屋外において飼育する飼育方法をいう。										
在来種由来血液百分率	在来種を 100%、在来種でない品種を 0% とし、交配した品種にあっては両親のそれぞれの在来種由来血液百分率の 1/2 の値を合計した値をいう。										
<p>3.2 平飼い <u>鶏舎内又は屋外において、鶏が床面又は地面を自由に運動できるようにして飼育する飼育方法</u></p>											
<p>3.3 放飼い <u>平飼いのうち、日中屋外において飼育する飼育方法</u></p>											
<p>3.4 在来種由来血液百分率 <u>在来種を 100 %、在来種でない品種を 0 % とし、交配した品種にあっては両親のそれぞれの在来種由来</u></p>											

血液百分率の1/2の値を合計した値

4 生産の方法

地鶏肉の生産の方法についての基準は、次による。

(削る。)

- a) **素びな** 在来種由来血液百分率が50%以上のものであって、出生の証明(在来種からの系譜、在来種由来血液百分率及びふ化日の証明をいう。)ができるものを使用していなければならない。
- b) **飼育期間** ふ化日から75日間以上飼育していなければならない。
- c) **飼育方法** 28日齢以降平飼いで飼育していなければならない。
- d) **飼育密度** 28日齢以降1m²当たり10羽以下で飼育していなければならない。

5 表示

(削る。)

5.1 表示事項

表示事項については、次の事項を表示していなければならない。ただし、食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)の規定によって表示されなければならないとされている事項を除く。

- a) 名称
- b) 組合せ
- c) 飼育期間
- d) 飼育方法
- e) 内容量(容器包装に入れたものに限る。)
- f) 生産業者(小分けをしたものにあつては、小分け業者)の氏名又は名称及び住所

注記 その他の表示事項については、食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)の規定に従わなければならないとされている。

5.2 表示の方法

表示の方法については、次による。

- a) **名称** 商品名中に“地鶏”の文字を使用している場合を除き、“名称”又は“品名”の文字を冠して、“地鶏肉”又は“地鶏”と記載しなければならない。ただし、ささみ等にあつては、商品名中に“地鶏ささみ”等“地鶏”の文字の次に鶏肉の部位を記載している場合を除き、“地鶏”の文字の次に鶏肉の部位名を加え、“名称”又は“品名”の文字を冠して、“地鶏ささみ”等と記載しなければならない。
- b) **組合せ** “組合せ”の文字を冠して、在来種由来血液百分率が50%以上である父鶏又は母鶏の由来する在来種の一般的な名称を“父〇〇×母〇〇”、“父〇〇”又は“母〇〇”等と記載しなければならない。

(地鶏肉の規格)

第3条 地鶏肉の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
素 び な	在来種由来血液百分率が50%以上のものであって、出生の証明(在来種からの系譜、在来種由来血液百分率及びふ化日の証明をいう。)ができるものを使用していること。
飼 育 期 間	ふ化日から75日間以上飼育していること。
飼 育 方 法	28日齢以降平飼いで飼育していること。
飼 育 密 度	28日齢以降1m ² 当たり10羽以下で飼育していること。

第4条 地鶏肉の品質に関する表示の基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
表 示 事 項	食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)の規定(名称については、第18条第1項、第20条、第24条第1項及び第25条に規定する販売形態に応じた義務表示の特例を除く。)に従うほか、次に掲げる事項を表示してあること。 (1) 組合せ (2) 飼育期間 (3) 飼育方法 (4) 内容量(容器包装に入れたものに限る。) (5) 生産業者(小分けをしたものにあつては、小分け業者)の氏名又は名称及び住所
表 示 の 方 法	食品表示基準の規定に従うほか、名称、組合せ、飼育期間、飼育方法及び内容量の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 名称 商品名中に「地鶏」の文字を使用している場合を除き、「名称」又は「品名」の文字を冠して、「地鶏肉」又は「地鶏」と記載すること。ただし、ささみ等にあつては、商品名中に「地鶏ささみ」等「地鶏」の文字の次に鶏肉の部位を記載している場合を除き、「地鶏」の文字の次に鶏肉の部位名を加え、「名称」又は「品名」の文字を冠して、「地鶏ささみ」等と記載すること。 (2) 組合せ 「組合せ」の文字を冠して、在来種由来血液百分率が50%以

ない。この場合において父鶏又は母鶏の由来する在来種が2品種以上である場合にあっては、それぞれの在来種に由来する血液百分率の高いものから順に1品種以上の名称を記載しなければならない。

c) **飼育期間** “飼育期間”の文字を冠して、飼育した期間を、次の例のいずれかによって記載しなければならない。3)によって記載する場合にあっては、上限の日数と下限の日数との差は20日以内でなければならない。

- 1) ○○日
- 2) ○○日以上
- 3) ○○日～○○日

d) **飼育方法** “飼育方法”の文字を冠して、“平飼”又は“平飼い”と記載しなければならない。ただし、28日齢以降放飼いたしたものにあつては、“放飼”又は“放飼い”と記載してよい。この場合においては、当該文字の次に括弧を付して、28日齢以降全飼育期間放飼いたしたものにあつては“全期間”等と、28日齢以降一部の飼育期間を放飼いたしたものにあつては放飼いたした期間を週の単位で“〇週間”等と単位を明記して記載しなければならない。

e) **内容量** “内容量”又は“正味量”の文字を冠して、内容重量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して記載しなければならない。

f) **生産業者の氏名又は名称及び住所** “生産業者”又は“生産者”の文字を冠して記載しなければならない。

g) **小分け業者の氏名又は名称及び住所** “小分け業者”、“加工包装業者”、“加工包装者”、“加工業者”又は“加工者”の文字を冠して記載しなければならない。

注記 その他の表示の方法については、食品表示基準の規定に従わなければならないとされている。

5.3 表示の方式等

表示可能面積がおおむね150 cm²以下の容器包装に表示する場合においては、保存の方法、消費期限又は賞味期限及び5.1 a)～f)に規定する事項の表示に用いる文字は、JIS Z 8305に規定する6ポイントの活字以上の大きさの文字としなければならない。

注記 その他の表示の方式等については、食品表示基準の規定に従わなければならないとされている。

5.4 表示禁止事項

表示禁止事項については、次の事項を表示してはならない。

a) 品評会等で受賞したものであることを示す用語〔ただし、品評会等で受賞した鶏と素びなの品種(交配様式)、ふ化日からの飼育期間並びに28日齢以降の飼育方法及び飼育密度を同じくするものであつて、受賞年を併記してあるものに表示する場合を除く。〕及び官公庁が推奨しているかのように誤

上である父鶏又は母鶏の由来する在来種の一般的な名称を「父○○×母○○」、「父○○」又は「母○○」等と記載すること。
なお、この場合において父鶏又は母鶏の由来する在来種が2品種以上である場合にあっては、それぞれの在来種に由来する血液百分率の高いものから順に1品種以上の名称を記載すること。

(3) **飼育期間**

“飼育期間”の文字を冠して、飼育した期間を、次の例のいずれかにより記載すること。

- ア ○○日
- イ ○○日以上
- ウ ○○日～○○日(上限の日数と下限の日数との差は20日以内であること。)

(4) **飼育方法**

“飼育方法”の文字を冠して、“平飼”又は“平飼い”と記載すること。ただし、28日齢以降放飼いたしたものにあつては、“放飼”又は“放飼い”と記載することができる。この場合においては、当該文字の次に括弧を付して、28日齢以降全飼育期間放飼いたしたものにあつては“全期間”等と、28日齢以降一部の飼育期間を放飼いたしたものにあつては放飼いたした期間を週の単位で“〇週間”等と単位を明記して記載すること。

(5) **内容量**

“内容量”又は“正味量”の文字を冠して、内容重量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して記載すること。

(6) **生産業者の氏名又は名称及び住所**

“生産業者”又は“生産者”の文字を冠して記載すること。

(7) **小分け業者の氏名又は名称及び住所**

“小分け業者”、“加工包装業者”、“加工包装者”、“加工業者”又は“加工者”の文字を冠して記載すること。

表示の方式等

食品表示基準の規定に従うほか、表示可能面積がおおむね150cm²以下の容器包装に表示する場合においては、名称、保存の方法、消費期限又は賞味期限及び表示事項の項の(1)から(5)までに規定する事項の表示に用いる文字は、日本産業規格Z8305(1962)に規定する6ポイントの活字以上の大きさの文字とすること。

表示禁止事項

食品表示基準の規定に従うほか、次に掲げる事項は、これを表示してはいけないこと。

(1) 品評会等で受賞したものであることを示す用語(ただし、品評会等で受賞した鶏と素びなの品種(交配様式)、ふ化日からの飼育期間並びに28日齢以降の飼育方法及び飼育密度を同じく

認させる用語

- b) 表示事項の項の規定によって表示してある事項の内容と矛盾する用語
- c) その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

注記 その他の表示禁止事項については、食品表示基準の規定に従わなければならないとされている。

附属書 A
(規定)
在来種

A.1 在来種

在来種を以下に示す。

- 二 会津地鶏
- 二 伊勢地鶏
- 二 岩手地鶏
- 二 インギー鶏
- 二 烏骨鶏
- 二 鶉矮鶏
- 二 ウタイチャーン
- 二 エーコク
- 二 横斑プリマスロック
- 二 沖縄髯地鶏
- 二 尾長鶏
- 二 河内奴鶏
- 二 雁鶏
- 二 岐阜地鶏
- 二 熊本種
- 二 久連子鶏
- 二 黒柏鶏

するものであって、受賞年を併記してあるものに表示する場合を除く。)及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語

- (2) 表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語
- (3) その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

(新設)

別表 (第2条関係)

会津地鶏、伊勢地鶏、岩手地鶏、インギー鶏、烏骨鶏、鶉矮鶏、ウタイチャーン、エーコク、横斑プリマスロック、沖縄髯地鶏、尾長鶏、河内奴鶏、雁鶏、岐阜地鶏、熊本種、久連子鶏、黒柏鶏、コーチン、声良鶏、薩摩鶏、佐渡髯地鶏、地頭鶏、芝鶏、軍鶏、小国鶏、矮鶏、東天紅鶏、蜀鶏、土佐九斤、土佐地鶏、対馬地鶏、名古屋種、比内鶏、三河種、叢叟矮鶏、叢叟鶏、宮地鶏、ロードアイランドレッド

- 二 コーチン
- 二 声良鶏
- 二 薩摩鶏
- 二 佐渡髻地鶏
- 二 地頭鶏
- 二 芝鶏
- 二 軍鶏
- 二 小国鶏
- 二 矮鶏
- 二 東天紅鶏
- 二 蜀鶏
- 二 土佐九斤
- 二 土佐地鶏
- 二 対馬地鶏
- 二 名古屋種
- 二 比内鶏
- 二 三河種
- 二 養曳矮鶏
- 二 養曳鶏
- 二 宮地鶏
- 二 ロードアイランドレッド